

意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局
放送政策課御中

〒105-8002

とうきょうとみなとくはまつちよう

東京都港区浜松町1-31

ぶんかほうそう

株式会社 文化放送

み き あき ひろ

代表取締役社長 三木明博

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見の要旨

1. 報告書全体として、賛同できる内容となっている。放送の精神に則し、多様化する国民のニーズを満たす制度整備を希望する。
2. ブロック分けに関しては、国において定めることが適切と考える。
3. 地方ブロック向け放送においては、「あまねく」の義務化や世帯カバー率、達成年限等は事業者の事業計画に委ねるべきと考える。
4. 新型コミュニティ放送の実現は、地方ブロック向け放送のネットワーク構築の状況も勘案しつつ検討すべきと考える。
5. 地方ブロック向け放送の周波数割当方法は、SFN 干渉、電波の有効利用の観点等からも検討することが肝要と考える。
6. 地方ブロック向け放送においては、その制度化の理念からも、1つの放送対象地域内で中継局ごとの番組編成等が可能となるような柔軟な制度整備が望まれる。
7. 報告書にある「ハード事業者は、一定の条件の下で優先的にソフト事業者となれるように措置すること」は健全で安定的な放送の継続に資すると考える。
8. NHK は重要な役割を果たすものと思われ、事業参画を期待する。
9. 表現享受基準において、既存放送事業者がその他の参入希望事業者と比べ不公平にならないよう配慮されることをお願いしたい。
10. サイマル放送に特段の制約を設けない考え方は賛成である。
11. 受信端末の普及のための施策を審査項目とする場合において、特定の受信端末の普及のみに偏らないような審査基準となるよう配慮されるべきと考える。
12. 全国向け放送においても技術方式を統一すべきであると考ええる。
13. STL・TTL 等の伝送系についても周波数の確保や技術規格の検討が必要であると考ええる。
14. 実用化試験放送からスムーズに本放送へ移行できるよう、制度整備、周波数利用計画の策定をお願いしたい。

以 上

別紙

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
全体		全体	全体として、地域情報の重要性に配慮し地方ブロック向け放送に広帯域を割当て、また、既存ラジオ局のノウハウ活用等を制度化の理念としてあげているなど賛同できる内容となっている。今後は、放送メディアとしての信頼性確保や国民が安定的にサービスを楽しむことなど、放送の精神に則し多様化する国民のニーズを満たす制度整備を希望する。
14 頁	表中央 3 行－7 行	全国をどのように分割してブロックを定めるかについては、国が定める方法、事業者が定める方法がある。	全国をどのようにブロック分けするかに関しては、それぞれのブロックの地域性および参入希望者の意見を踏まえ、国において定めることが適当と考える。
16 頁 17 頁	下から 3 行 ～ 2 行	当該放送を行う事業者には、サービスエリアにおいて「あまねく受信」できるように努めることを求めることが適当である。こうした努力義務に加え、「開始 5 年後に 90% 以上の世帯カバー率を実現すること」を、例えば、事業参入の際の条件にすること等により制度的に確保することも考えられる。	放送ではより多くの国民にサービスを提供することは当然のことであるが、地方ブロック向け放送においては世帯カバー率の年限別目標値等を制度化することは、短期に膨大な設備投資が必要となりその財源を視聴者等に転嫁することになりかねず、放送メディアとしての正常な発展を阻害しかねない。情報・地域格差が生じないよう配慮することを条件に事業者の事業計画に委ねるべきと考える。
20 頁	28 行－29 行	(注 1) 「地方ブロック向け放送」の免許の 5 年後を目安とすることも考えられるが、関係事業者の事業計画や具体的なサービスニーズを勘案し検討することが適当である。	地方ブロック向け放送のネットワーク構築には想定外のことが発生する恐れがある。そのため、新型コミュニティ放送の実現については当初から年限を設定することなく、地方ブロック向け放送のネットワーク構築の状況も勘案しつつ検討すべきと考える。

24 頁	12 行－13 行	このため、「地方ブロック向け放送」の周波数の割当て方法については、こうした点を十分に踏まえつつ、今後更に検討を行うことが適当である。	地方ブロック向け放送の周波数割当方法は、今後の検討に委ねられているが、以下のことを配慮した検討が肝要である。 <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック間の電波干渉やブロック内の SFN 干渉への対応などきめ細かい周波数割当が要求される。 ・分割可能な帯域幅がより狭い方式を採用することにより周波数を無駄なく配置でき、電波の有効利用に繋がる
26 頁	12 行－14 行	この点、「全国向け放送」「地方ブロック向け放送」については、それぞれ「全国で同一の放送番組」「各地方ブロック内で同一の放送番組」を前提として、「全国」、「地方ブロック」を放送対象地域とすることが考えられる。	地方ブロック向け放送においては、その制度化の理念として「地域振興」「地域情報の確保」「地域文化・地域社会への貢献」が謳われていることから、1つの放送対象地域内においても中継局ごとの番組編成等が可能となるような柔軟な制度整備が望まれる。
30 頁	19 行－21 行	こうしたことから、ハード・ソフト分離の制度を導入した場合において、ハード整備のインセンティブを確保するためには、ハード事業者は、一定の条件の下で優先的にソフト事業者となれるように措置することが考えられる。	既設の放送においてはハード・ソフト一致による責任運営で国民の信頼を得てきた。そのことを考えると、ハード・ソフト分離の制度を導入した場合においても、ハード事業者とソフト事業者の間に一定の関連が成立すべきである。報告書にある「ハード事業者は、一定の条件の下で優先的にソフト事業者となれるように措置すること」は健全で安定的な放送の継続に資するものとする。
30 頁	30 行－36 行	「地方ブロック向け放送」について、コンテンツ流通促進、災害情報の確保、技術面の観点から NHK が関わることや、・・・役割を果たすこと等が考えられる。 NHK が、例えば放送事業者としてより主体的な取組を行う	マルチメディア放送、とりわけ地方ブロック向け放送において NHK は重要な役割を果たすものと思われる。NHK の事業参画を期待する。

		ことについては、・・・その必要性について十分に検討を行うことが必要である。	
31 頁	23 行－28 行	地上放送として新たに制度化されるマルチメディア放送の円滑な立ち上げを図る等の観点から、基本的には緩和の方向とすることが適当である。 また、「地方ブロック向け放送」については、前述のとおり、1の事業者が複数のブロックで参入することを認める場合には、そのような参入形態が可能となるよう措置することが適当である。	既存の放送とは違ったビジネスモデルが想定されることから、緩和の方向とすることに賛成ではあるが、既存放送事業者がその他の参入希望事業者と比べ不公平にならないよう配慮をお願いしたい。
34 頁	9 行－11 行	こうしたサイマル放送については、マルチメディア放送において、国民のニーズを反映した自由な事業展開を可能とするため、特段の制約を設ける必要はないと考えられる。	サイマル放送に特段の制約を設けない考え方は、アナログ放送の難聴・混信対策にもなり、受信端末の普及に資すると思われる賛成である。
39 頁	8 行－11 行	こうした「端末の普及」を実現するための手段としては、本サービスへの参入を希望している事業者の選定に当たり、受信端末の普及のための施策を審査項目とする等、事業者による取組を促進させるような仕組みを検討することも考えられる。	受信端末の普及のための施策を審査項目とする場合において、特定の受信端末の普及のみに偏らないような審査基準となるよう配慮をお願いしたい。
43 頁	13 行－16 行	複数の技術方式が国内規格とされた場合でも、受信端末の一層の普及による利用者利益の確保を考えれば、今後のいずれかの段階で技術方式が統一されることが望ましいと考えられることから、事業者においては、こうした点についての多面的かつ十分な検討が求められる。	全国向け放送においても技術方式を統一し、受信端末に搭載される技術方式を絞り込むことが、より廉価な受信機を実現し、利用者の利便性を高め、受信端末の普及に貢献するものとする。

45 頁	15 行－17 行	マルチメディア放送の国内規格の決定については、今後、総務大臣の諮問に応じて電波利用政策に関する重要事項等を審議する専門の機関である情報通信審議会に検討を委ねることが適当である。	放送の国内規格の検討と並行して、放送ネットワークの構築に必要な STL・TTL 等の伝送系についても周波数の確保や技術規格の検討を行なうことが必要と考える。
その他			実用化試験放送においては、すでに約 190 万台の受信端末が発売され、ユーザーが存在する。シームレスに 2011 年以降のデジタルラジオ本放送プログラムを享受できることが視聴者保護の観点から必要と考える。したがって、実用化試験放送からスムーズに本放送に移行できるような制度整備、周波数利用計画の策定をお願いしたい。